経験者採用の受験資格等に関するQ&A

Q1:【主任採用】の「直近 12 年中 8 年以上」の直近 12 年とは、具体的にいつからいつまでですか。

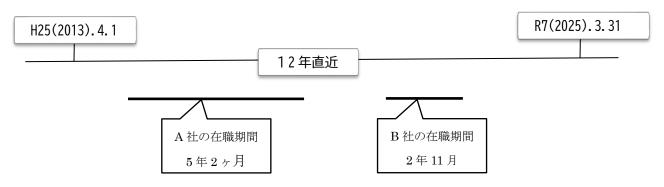
A1:【主任採用】の直近 12 年とは H25(2013)年 4 月 1 日から R7(2025)年 3 月 31 日まで。

Q2:【主任採用】における職務経験の「直近12年中8年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

A2:認められるケース、認められないケースの例を挙げると、次のとおりです。

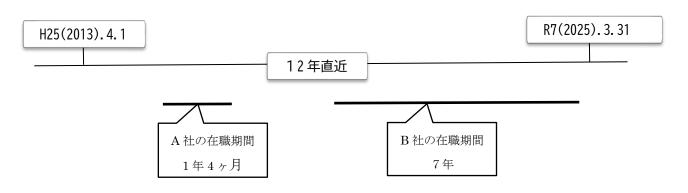
【例1】認められるケース

ただし、週30時間未満の期間や、1ヶ月以上の休業等(傷病休暇、休職、介護休暇等)で実際に業務しなかった期間があれば、職務経験の期間から除きます。 なお、勤続2年未満の職務経験の期間は、職務経験期間として通算できません。



【例2】認められないケース

下図のように、直近 12 年中、A 社で在職期間 1 年 4 5 月、B 社で在職期間 7 年 あった場合、A 社での在職期間が 1 年 4 5 月として 2 年満たないことにより、複数での民間企業等の職務経験年数は通算できないため、「8 年以上」の要件を満たさないこととなります。



Q3:契約社員、派遣社員及び非常勤としての勤務経験は、職務経験として認められますか。

A3:同じ企業等に継続して週30時間以上で勤務した経験であれば認められます。

Q4:同じ企業等で雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の職務 経験の取扱いはどうなりますか。

A4:雇用形態が途中で変わっていても、同じ企業等に継続して週30時間以上で勤務していれば認められます。

Q5:申込みの際、職務経歴を証明する会社発行の書類等が必要ですか。受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A5:申込みや受験時には証明書の提出は必要ありません。受験資格に該当する会社が 倒産していても受験資格を満たしていれば受験は可能です。

最終合格後に履歴書確認のため、勤務先から職歴証明書を提出していただきますが、会社倒産で証明書が提出できない場合は、客観的な証明のできる書類として、 雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等を提出していただきますので、受験前に必ず人事課へ問い合わせください。

Q6:出向先で勤務した時間は、出向元の期間に通算できますか。

A 6:職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続2年未満の場合は通算できません。

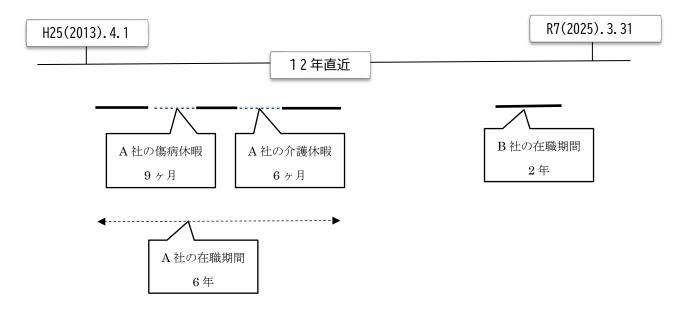
Q7:会社名が変更(合併等も含む)している場合、継続して通算できますか。

A7:会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q8: 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A8:休業等(傷病休暇、休職、育児休暇、介護休暇等)で実際に従事しなかった期間が 1ヶ月以上ある場合は、就業規則等に認められたものであっても、その全期間を 職務経験期間から除きます。(ただし、産前産後休暇期間は職務経験の期間に含め ることができます。育児休暇期間は休業後に引き続き同じ企業等に復職した場合 に限り、職務経験として期間に含めることができます。)この場合は、当該休業等 の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。(つまり、休業 した企業等の在職期間から休業等の期間を差し引きます。主任採用は合算前に差 し引きます。)

【例1】下図のとおり、主任採用の場合で、直近 12 年中に A 社で 6 年間、B 社で 2 年間在籍し、A 社で在籍中に傷病休暇 9 ヶ月、介護休暇 6 ヶ月を取得しました。それらの期間業務に従事しなかった場合は、15 ヶ月を差し引きますので、A 社での職務経験の期間は 4 年 9 ヶ月となり、B 社の職務経験期間の 2 年を通算しても、6 年 9 ヶ月となり、要件を満たさないことになります。この場合であっても、直近 12 年より前の在籍期間は通算することはできません。



Q9:月の途中での就労・退職はどのように通算しますか。

- A9:月の途中での就労・退職は、月15日以上の勤務日があれば1ヶ月とみなし、期間 を通算します。複数の企業等を合算する場合は月15日以上が1ヶ月、15日未 満が0ヶ月と算出してから合算します。
- 【例1】2015年8月15日~2017年10月31日 →2015年8月分は15日以上なので1ヶ月 2015年9月1日~2017年10月31日は2年2ヶ月 合計 2年3ヶ月
- 【例2】2015年8月15日~2017年11月10日 →2015年8月分は15日以上なので1ヶ月 2015年9月1日~2017年10月31日は2年2ヶ月 2017年11月分は15日未満なので0ヶ月 合計 2年3ヶ月

- Q10:就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればよいですか。
- A10:1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52 週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。
 - 計算式 1日あたりの勤務時間数×年間勤務日数÷52週(小数点以下第一位を四 捨五入)
- 【例1】1日あたり7時間45分勤務、1月あたり17日勤務の場合 →7時間45分×17日×12ヵ月÷52=30,4038…時間
 - 小数点以下第一位を四捨五入により、30時間
 - ⇒1 週間あたりの勤務時間が30時間以上のため、職務経験に該当します。
- Q11:変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が 30 時間 に満たない場合がありますが、この場合は職務経験に該当しますか。
- A11: 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断できない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均30時間以上であれば職務経験に該当します(以下計算式のとおり)。
 - 計算式 対象期間中の1日あたりの勤務時間数×対象期間中に勤務した日数÷ (対象期間暦日数/7) (小数点以下第一位を四捨五入)
- 【例1】1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間45分勤務、対象期間中の勤務日数が200日の場合(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)
 - →7時間45分×200日÷52=29.8076…時間 小数点以下第一位を四捨五入により、30時間
 - ⇒対象期間(1年間)の週平均勤務が30時間以上のため、職務経験に該当します。